

## 液化炭酸ガス容器用安全弁基準分科会に係る書面審議について

第1回移動容器規格委員会において標記分科会の設置が承認された。しかしながら、液化炭酸ガス容器用安全弁の技術基準について検討を行っていた「液化炭酸ガス容器用安全弁に関する基準検討専門委員会」は、技術委員会の暫定部会として活動が認められ、第1回移動容器規格委員会において正式な分科会へと移行することが技術委員会において承認されていた。

このため、第1回移動容器規格委員会にて決議された分科会の設置を取消、規格委員会の下部組織へと移行するものである。

また、分科会への移行については旧専門委員会の委員がそのまま分科会委員として引き継がれる。今回分科会へ移行するにあたり液化炭酸ガスの大手需要家であるビール会社から1名の委員を容器・附属品使用者として追加する。